

自立支援医療制度のご案内

①自立支援医療制度って？

通院医療が継続的に必要な方が、適切な治療を安心して受けられるように制定された制度で、医療費の自己負担分が公費で支払われます。この制度を利用することにより、自己負担額が3割（健康保険利用で3割負担の場合）から1割に軽減されます。また、収入に応じて、ひと月に支払う医療費に上限が設けられる場合があります。

※保険適用ではない医療行為（予防接種や診断書料金等）は対象外です。

※精神科の疾患に対する医療行為以外（例えば風邪で感冒薬を処方された場合など）は自立支援医療の適応外となるため、3割負担となります。

②制度を利用できる対象者は？

通院による医療を継続的に必要とする病状にある方が対象になります。

③申請に必要なものは？

自立支援医療支給認定申請書（各市町村役場の担当課窓口にあります）

医師の診断書（当院で発行致します）

同意書（各市町村役場の担当課窓口にあります）

所得確認のための書類（市民税所得税又は非課税証明書）
（各市町村役場の担当課窓口にあります）

※本年度分の市民税を各市町村に納付されている人、または市民税非課税世帯の人は必要ありません。

※市民税非課税世帯の人で、障害年金や福祉手当等を受給中の場合は、受給状況が確認できる書類をご持参下さい。

健康保険証 ※生活保護世帯の場合は不要

委任状 ※受給者証の申請、収受、管理等を医療機関に委任する人のみ必要
（各市町村役場の担当課窓口にあります）

ご印鑑

マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カードおよび本人確認書類

※裏面をご参照下さい。

④どれくらいで届くか？

1-2ヶ月ほどでお手元に審査結果の通知が届きます。支給が認定されますと

「自立支援受給者証」が同封されています。来院の際に、毎回受付にご提示下さい。

⑤主なお問い合わせ先

筑紫野市役所 電話番号：092-923-1111

太宰府市役所 電話番号：092-921-2121

大野城市役所 電話番号：092-501-2211

春日市役所 電話番号：092-584-1111

那珂川市役所 電話番号：092-953-2211

その他、お住まいの区市町村の役所・役場・支所窓口でご相談ください。

※申請の際に必要な本人確認書類等です。

提示していただくものは1. 2. 3. のいずれかです。

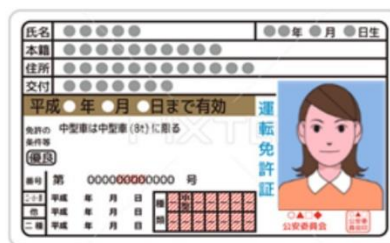
1. マイナンバーカード



2. 通知カードと官公署が発行した顔写真付きの書類1点（運転免許証、パスポートなど）



+



3. 通知カードと官公署が発行した氏名及び住所または生年月日が記載された書類2点（健康保険証、年金手帳など）



+

